

# 研究所調査記録

浄明寺（浄土真宗本願寺派） 岐阜県瑞穂市

二〇二二年九月十七日 青木・安藤・千枝・川口

## 【掛軸類】

1 六字名号 一幅 紙本墨書・掛軸装

〔本紙（現状）寸法〕 縦九四・六cm×横三七・七cm（残存する元本

紙の縦・横寸法はおよそ縦九〇・五cm×横三五cm）

〔本紙表書〕「南無阿弥陀仏」（本願寺蓮如筆と推定。『蓮如名号の

研究』タイプC―2）

〔備考〕裏書等は無。現状は元本紙の四方がかなり欠損し、裏打等

で修復がなされている。なお、本幅は「蓮如上人筆六字名号」の

名称で瑞穂市指定文化財（旧巢南町指定文化財）。常楽台今小路

覚瑞による「恵燈大師真蹟」との鑑定書がある（見真大師真蹟）

鑑定書とともに木箱入り）。

2 十字名号 一幅 紙本墨書・掛軸装

〔本紙寸法〕 縦九四・五cm×三七・八cm

〔本紙表書〕「帰命盡十方无碍光如来」（本願寺実如筆と推定。『蓮如名号の研究』タイプい）

〔備考〕裏書等は無。現状は元本紙に欠損が少なからずあり（上部は四・〇cm程、下部は三・五cm程の欠損）、裏打等で修復がなされている。なお、本幅は「親鸞上人筆十字名号」の名称で瑞穂市

指定文化財（旧巢南町指定文化財）。常楽台今小路覚瑞による「見真大師真蹟」との鑑定書がある（前掲木箱入り）。

3 方便法身尊像（阿弥陀如来絵像） 一幅 絹本着色・掛軸装

〔本紙寸法〕 縦八七・一cm×横三七・五cm（総高〓三四・六cm、像

高〓四二・五cm、光輪幅〓一八・一cm、肩幅〓一四・五cm、裾幅

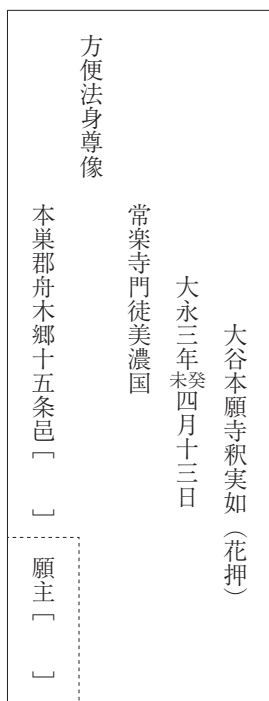
〓一六・四cm、光明〓四八本（上六・下一〇）、袈裟田相部〓卅

繋ぎ紋)

〔裏書寸法〕 縦五六・九cm×横二二・七cm

〔年代〕 大永三(一五二三)年四月十三日

〔裏書翻刻〕



大谷本願寺釈実如(花押)

大永三年癸未四月十三日

常楽寺門徒美濃国

方便法身尊像

本巢郡舟木郷十五条邑「」願主「」

〔備考〕 軸裏に添付の裏書には、本願寺実如が大永三年四月十三日付で「美濃国本巢郡舟木郷十五条邑」に所在した「常楽寺門徒」の某(願主名判読不能)に道場本尊として方便法身尊像を授与したことが記されている(表面もそれに合致する)。裏書左下の願主部分は、元はもう少し左にあったものを切り取り、貼り直したとみられる。『実如判五帖御文の研究』資料篇三九七頁掲載。

4 顕如影像 一幅 絹本着色・掛軸装

〔本紙寸法〕 縦九六・八cm×横三八・五cm

〔裏書寸法〕 縦六〇・二cm×横四五・〇cm

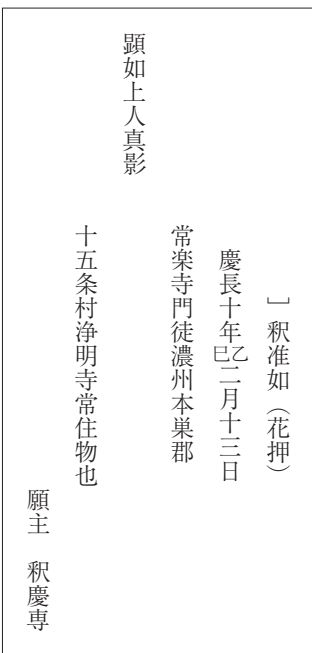
〔年代〕 慶長十(一六〇五)年二月十三日

〔本紙上部讀〕 「樹心弘誓仏地／流念難思法海／帰依思无他事／仏

恩深无窮盡」(上二句は『教行信証』後序文、下二句は出典不詳)

〔銘(本紙向かって左)〕 「顕如上人」

〔裏書翻刻〕



釈准如(花押)

慶長十年乙巳二月十三日

常楽寺門徒濃州本巢郡

顕如上人真影

十五条村浄明寺常住物也

願主 釈慶専

〔備考〕 軸裏に添付される裏書から、准如(西本願寺第十二代)が慶長十年二月十三日付で「濃州本巢郡十五条村」にある浄明寺の常住物として慶専に顕如(本願寺第十一代)影像を授与したことがわかる。浄明寺という寺号が確認され、またこの時点でも常楽寺末であることがわかる。慶専は浄明寺の当時の住職である。現状は破損が大きく、裏書の右上は切断され、「釈准如」より上が読み取れない。

【文書類】

1 八木藏人周書状 一通 紙本墨書・掛軸装(元折紙)

〔本紙寸法〕（未採寸）

〔年代〕（年不詳・江戸時代初期）十月二十四日

〔宛先〕常楽寺殿下美濃国／浄明寺

〔差出〕八木藏人周（花押）

〔翻刻〕

┌ 端書無之候

今度 実如様御筆

老貫之御本尊持

参令仕候付、如御寺法

衣袴被成御免候、尤

難有可被存候、弥法儀

被相嗜 上儀之御

馳走肝要候、恐々

謹言

八木藏人

十月廿四日 周（花押）

常楽寺殿下美濃国

浄明寺

〔備考〕八木藏人周は江戸時代初期（寛永期）の本願寺家臣。実如裏

【研究所調査記録】

書で大きさ一貫代の絵像本尊（3 方便法身尊像（阿弥陀如来絵像）であろう）を持参したので、寺法により衣袴を免許するという内容。

2 上田織部正儀書状 一通 紙本墨書・切紙（元折紙）

〔本紙寸法〕縦一八・四cm×横四九・五cm

〔年代〕寛文六（一六六六）年三月十六日

〔宛先〕常楽寺惣門徒美濃／国本巢郡十五条村／浄明寺

〔差出人〕上田織部正儀（花押）（印）

〔翻刻〕

┌ 端書無之

今度、浄明寺覚意、被罷

登 良如様御真影望

上、乗専為親之廿七年忌

之志、寄進被申候由、則遂言

上候處、早速御名被染

御筆、被顕 御印、被成

御免候間、難有可被存候、

重而御裏被染御筆

可被下候、其時分 御影様

副状持参尤二候、為其、如斯候、

不宣、

上田織部

寛文六年

丙三月十六日 正儀(花押)(印)

常楽寺殿門徒美濃

国本巢郡十五条村

浄明寺

〔備考〕いわゆる本山免状。上田正儀は西本願寺家臣。浄明寺覚意が良如(西本願寺第十三代)影像を望み、親の二十七回忌の志を寄進したため、影像授与を認めて手続きをするという内容。

3 下間頼和書状 一通 紙本墨書・折紙(檀紙)

〔本紙寸法〕縦四五・五cm×横五七・八cm

〔年代〕天保三(一八三三)年七月十日

〔宛先〕常楽寺殿門徒美濃国/本巢郡十五条/浄明寺大愍/年齢三十

九/門徒中

〔差出人〕下間刑部卿法眼/頼和(花押)

〔翻刻〕

「端書無之

今度、依其方願、一代

余間列座被成

御免候間、各難有被存

弥法義無油断被相嗜

御尤候、猶以

御寺法之通、被相守候儀

肝要之御事候也

下間刑部卿法眼

天保三壬辰年 頼和(花押)

七月十日

常楽寺殿門徒美濃国

本巢郡十五条村

浄明寺大愍

年齢三十九

門徒中

〔備考〕いわゆる本山免状。下間頼和は西本願寺家臣。浄明寺大愍(三十九歳)に対して、願い出の通り、一代限り余間列座の出仕(寺格)を認める内容。

※その他にも掛軸類(近世・近代)・古文書類(近代)を多数、所蔵。

善徳寺（浄土真宗本願寺派） 岐阜県瑞穂市

二〇二二年九月十七日 青木・安藤・千枝・川口

【掛軸類】

1 六字名号 一幅 紙本墨書・軸装

〔本紙寸法〕縦七五・二cm×横三三・九cm

〔本紙表書〕「南無阿弥陀仏」〔本願寺実如筆と推定。『蓮如名号の研究』

タイプB-2）

〔備考〕裏書等無。なお、本幅は「蓮如上人筆六字名号」の名称で瑞

穂市指定文化財（旧巢南町指定文化財）。

2 九字名号（十才） 一幅 紙本墨書・掛軸装

〔本紙寸法〕縦六八・八cm×横二八・〇cm

〔本紙表書〕「南無不可思議光如来／十才」

〔備考〕裏書等無。いわゆる幼児名号。軸裏に伝来に関する昭和五十

八（一九八三）年の覚書が添付されている（滋賀県能登川稲葉浄楽

寺より姻戚の所縁あつて善徳寺に伝来）。なお、本幅は「実如上人

筆九字名号」の名称で瑞穂市指定文化財（旧巢南町指定文化財）。

3 方便法身尊像（阿弥陀如来絵像） 一幅 絹本着色・掛軸装

〔本紙寸法〕縦八二・二cm×横三五・二cm（総高〓五二・六cm、像高

【研究所調査記録】

〓三八・讀cm、光輪幅〓一八・一cm、肩幅〓一四・〇cm、裾幅〓一

六・〇cm、光明〓四八本（上七・下一〇）、袈裟田相部〓不明）

〔裏書寸法〕縦四一・六cm×横二三・〇cm

〔年代〕実如期

〔備考〕裏書は軸裏に添付されており、わずかに墨付の見える箇所も

あるが、判読不能。表面は剥落等、痛みはあるが、実如期の絵像。

【聖教類】

1 実如証判御文 一卷 紙本墨書・卷子装（継紙）

〔本紙寸法〕縦二四・二cm×横二〇一・六cm（全一〇紙：①二一・五

cm、②一九・六cm、③一八・四cm、④二一・五cm、⑤二〇・一cm、

⑥一九・八cm、⑦一九・五cm、⑧一九・四cm、⑨二〇・二cm、⑩二

一・六cm）

〔備考〕末尾に「実如（花押）」とある。御文二通を収める。一通目

は『五帖御文』第四帖第十五通（抑当国摂州東成郡生玉ノ庄内）、

二通目は同第五帖第十七通（ソレ一切ノ女人ノ身ハ後生ヲ大事ニ）。

元は冊子装であったものを卷子装に仕立て直したとみられる。『実

如判五帖御文の研究』資料篇三三五頁掲載。

※その他にも掛軸類（近世・近代）を多数、所蔵。

